

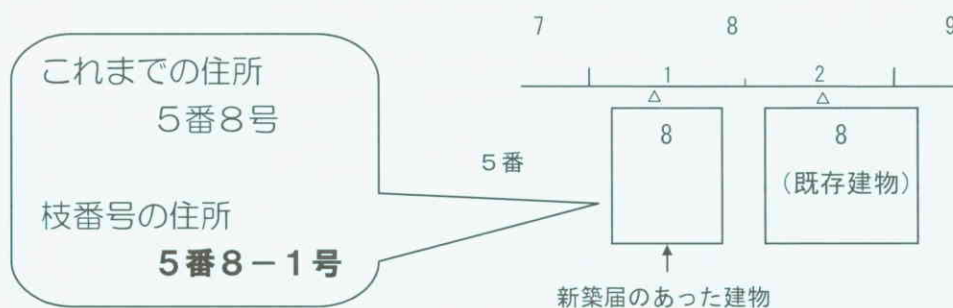
平成20年9月1日から住居番号に枝番号がつくことがあります

これまでの制度では隣の家同士で同じ住所ということがありました
しかし、配達物の誤配等があり、トラブルが発生することも

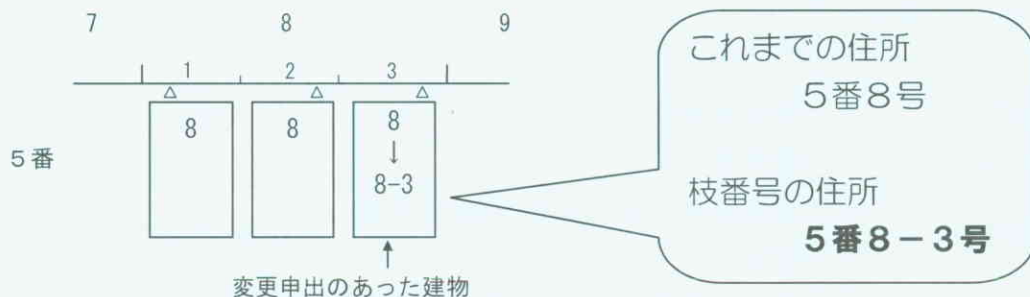
そこで

神戸市では下記のケースに該当した場合、住居番号に枝番号をつけて
住所の混在をなくしていきます

◇新築届をしたところに、既に同一の住居番号の建物があるとき

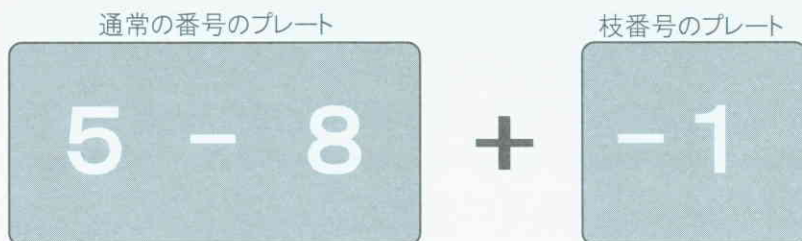


◇同一の住居番号の方が、ご自分の使用する建物について変更の申し出をしたとき



枝番号の住所表示例：神戸市中央区加納町6丁目5番8-3号

◇枝番号をつけた方にはこのようなプレートをお渡しします



※住居番号の決定には、現地調査等が必要な場合があります、2～3日かかる場合があります

【問い合わせ先 区役所総務課・北須磨支所市民課】

住所を変更した場合に必要なとなる手続の主なもの(手続の詳細は各手続先にお問合せください)

種 類	手 続 先 等	必要なもの
住民票の住所	区役所、支所市民課	本人確認書類・認印
印鑑登録の住所	住民票の届出で自動的に変わります	
写真付の住民基本台帳カード	区役所、支所市民課	住民基本台帳カード・認印
公的個人認証の再申請	区役所、支所市民課	住民基本台帳カード・認印 (写真なしカードのときは本人確認書類)
健康保険	社会保険(会社の保険)	勤務先
	国民健康保険	勤務先にお問合せください
後期高齢者医療	区役所保険年金医療課・支所市民課	保険証・認印
乳幼児医療・母子家庭医療・老人医療・重度障害者医療		保険証・認印
介護保険		受給者証・認印
年金を受給している人		手続きは必要ありません
年金を受給している人	国民年金・厚生年金	住所変更のハガキを社会保険事務所宛に送付
	共済年金・その他の年金	支払機関である共済組合等
児童手当	区役所健康福祉課	ハガキは区役所保険年金医療課にあります 支払機関にお問合せください
電気・電話・水道・ガス等の公共料金	それぞれの事業者	認印
銀行口座等の住所	各金融機関	各事業者にお問合せください
自動車運転免許証	警察署	各金融機関にお問合せください
車検証の所有者住所	陸運事務所または軽自動車検査協会	免許証・住民票
不動産登記の所有者住所	所有する不動産を管轄する法務局	住民票・車検証
法人登記の法人所在地又は代表者の住所等	管轄の法務局	登記申請書・住民票・登録免許税 (1不動産につき1000円)
法人登記の法人所在地又は代表者の住所等	管轄の法務局	登記申請書・住民票・登録免許税

※ 上記以外にも携帯電話・生命保険等、ご自身で契約や申し込みしているもので、住所変更が必要な場合があります。

※ 手続きにかかる費用等は、通常の住所変更と同様、申請者ご自身の負担となります。